

提案条例説明資料

担当部名称 介護保険課

1	議案番号	議案第 号			
2	題名	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引き上げに併せ、介護保険法施行令の一部改正に基づき、介護保険料段階第 1 段階から第 3 段階の者に対し、公費投入により軽減強化が行われます。それに併せて、介護保険条例の一部を改正するものです。			
4	概要	平成 31 年度の保険料軽減については、平成 31 年 10 月の消費税率引き上げによる財源の手当であることを反映し、平成 32 年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定します。			
		第 1 段階の保険料率を 0.45 から 0.375 に変更する。			
		第 2 段階の保険料率を 0.7 から 0.6 に変更する。			
		第 3 段階の保険料率を 0.75 から 0.725 に変更する。			
			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
		平成 30 年 4 月～	<u>0.45</u> 37,692 円	0.7 58,632 円	0.75 62,820 円
<u>平成 31 年 4 月～</u>	<u>0.375</u> <u>31,410 円</u>	<u>0.6</u> <u>50,256 円</u>	<u>0.725</u> <u>60,726 円</u>		
平成 32 年 4 月～ (予定)	0.3 25,128 円	0.5 41,880 円	0.7 58,632 円		
(上段：保険料率、下段：年間保険料額)					
5	施行期日等	平成 31 年 4 月 1 日			